

初鹿通信

第 163 号

令和 2 年 4 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

各金融機関等による金融支援(新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績悪化を来しているみなさまを対象として、**各金融機関等で金融対策**を行っております。現状での主だったものを下記にまとめましたのでご活用ください。(詳細は別紙をご参照ください)

又、提出書類作成についてはお気軽にご依頼ください。

I. 日本政策金融公庫

- ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ② 特別利子補給制度(実質無利子化)

参照 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

II. 山梨県

- ③ 危機関連保証対応
- ④ セーフティネット 4 号対応
- ⑤ セーフティネット 5 号対応

参照 https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus.html

III. 山梨中央銀行

- ⑥ 災害等特別融資

参照 <https://www.yamanashibank.co.jp/covid-19.html>

IV. りそな銀行

- ⑦ 新型コロナウイルス対応支援ファンド

参照 https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20200312_1a.html

上記以外でも、各金融機関(個別の対策融資のない金融機関を含め)、既存の融資についての返済条件緩和の相談を受付けております。

ご不明な店頭ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問合せください。

《別紙》

I. 日本政策金融公庫

①【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

	国民生活事業	中小企業事業
融 資 対 象	次のいずれかに該当する中小企業者 1. 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している 2. 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している ① 過去3ヵ月（最近1カ月含む）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高	
融 資 金 額	運転資金・設備資金：6,000万円以内	運転資金・設備資金：3億円以内
融 資 期 間	運転資金：15年以内 設備資金：20年以内 (いずれも据置期間5年以内含む)	
融 資 利 率	基準金利 但し、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準金利-0.9%	基準金利 但し、1億円を限度として融資後3年目までは基準金利-0.9%
担 保	無担保	
取 扱 期 限	現時点では期限未定	

②【特別利子補給制度】※実質無利子化

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象

	小規模事業者	中小企業者
個 人	要件なし	比較売上高△20%以上
法 人	比較売上高△15%以上	

※1 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、このほかの中小企業をいいます。（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

※2 売上高要件の比較は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で確認する最近1カ月に加え、その後の2カ月も含めた3カ月間のうちいずれかの1カ月で比較します。

	国民生活事業	中小企業事業
補 給 限 度 額	融資金額のうち3,000万円以下の部分	融資金額のうち、1億円以下の部分
補 給 期 間	当初3年間	
補 給 率	融資金額3,000万円以下の部分にかかる「基準金利-0.9%」の利子	融資金額1億円以下の部分にかかる「基準金利-0.9%」の利子
実 施 機 関	政府の指定する実施機関（現時点では未定）	

《別紙》

II. 山梨県

取扱金融機関：山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、
 商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

③【危機関連保証対応】

融 資 対 象	次に該当する県内の中小企業者 1 カ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後の 2 カ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少すると見込まれる
融 資 金 額	運転資金・設備資金 合計 5,000 万円以内
融 資 期 間	運転資金・設備資金：10 年以内（据置期間 2 年以内含む）
融 資 利 率	1.4%
保 証 利 率	0.4%（県の 1/2 補助後の料率）
取 扱 期 限	令和 3 年 1 月 31 日

④【セーフティネット保証 4 号対応】

融 資 対 象	次に該当する県内の中小企業者 1 カ月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後の 2 カ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少すると見込まれる
融 資 金 額	運転資金・設備資金 合計 5,000 万円以内
融 資 期 間	運転資金・設備資金：10 年以内（据置期間 1 年以内含む）
融 資 利 率	1.4%
保 証 利 率	0.45%（県の 1/2 補助後の料率）
取 扱 期 限	令和 2 年 6 月 1 日

⑤【セーフティネット保証 5 号対応】

融 資 対 象	指定不況業種（※）で次のいずれかに該当する県内の中小企業者 1. 直近 3 カ月の売上高等が前年同月比 5%以上減少している 2. 直近 1 カ月の売上高等とその後の 2 カ月の売上高等を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同月比で 5%以上減少の見込まれる
融 資 金 額	運転資金 5,000 万円
融 資 期 間	運転資金：10 年以内（据置期間 1 年以内含む）
融 資 利 率	5 年以内：1.3% 10 年以内：1.5%
保 証 利 率	0.4%（県の 1/2 補助後の料率）
取 扱 期 限	令和 2 年 6 月 30 日（3 ヶ月ごとに指定不況事業の見直しあり）

※対象となる業種は、中小企業庁ホームページ参照

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200331_1_5gou.pdf

《別紙》

Ⅲ. 山梨中央銀行

⑥【災害等特別融資】

融 資 対 象	法人・個人事業主（原則として、山梨中央銀行と融資取引がある方）
融 資 金 額	5,000 万円以内
融 資 期 間	運転資金：7 年以内 設備資金：10 年以内 (いずれも据置期間 1 年以内含む)
融 資 利 率	山梨中央銀行所定の特別金利
取 扱 期 限	2020 年 9 月 30 日

Ⅳ. りそな銀行

⑦【新型コロナウイルス対応支援ファンド】

融 資 対 象	法人・個人事業主（原則として、りそな銀行と融資取引がある方）
融 資 金 額	原則 5 億円以内
融 資 期 間	5 年以内（据置期間は応相談）
融 資 利 息	りそな銀行所定の金利
取 扱 期 限	現時点では期限未定